

死亡届出後の手続きについて

亡くなられた方 _____ 様 届出日 令和 3年 _____ 月 _____ 日

***以下に該当する項目がある方は、手続きをしてください。**

*手続きの際には、①この用紙 ②運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。

項 目	手続き等について	手続きに必要なもの	担当課
印鑑登録	カードを返納してください。	印鑑登録証または市民カード <u>登録番号</u>	市民課 43-1117 案内図①
マイナンバー カード	廃止処理の手続きが必要です。 ※通知カードをお持ちの場合は手続き不要です。	・マイナンバーカード ・窓口に来る方の本人確認ができるもの（運転免許証等）	
世帯主が死亡したとき	世帯主が変更されています。新世帯主を変更する場合には、手続きをしてください。	・運転免許証等の本人確認ができるもの	
市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料がかかっていた方	相続人代表者届出書を提出してください。（納税通知書の送付先となる代表者を指定していただく届書です。）		税務課 43-1115 案内図②
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車を所有していた方	引き続き使用する場合は、所有者の名義変更をしてください。 使用しない場合は、廃車手続きをしてください。	・ナンバープレート	
125cc超バイク、軽四輪等の名義変更または廃車される方	詳しくは、以下へお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽四輪、軽三輪 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 軽自動車検査協会栃木事務所（050-3816-3107） ・ 125cc超のバイク <ul style="list-style-type: none"> ◇ 関東運輸局栃木運輸支局（050-5540-2019） 		
市内に土地・家屋等を所有していた方	納税義務者変更申告書を提出してください。（相続登記の手続きが完了するまで、納税通知書の送付先となる代表者を指定していただく届書です。）	・新たに納税義務代表者になれる方の印鑑	
市税などの口座振替をしていた方	口座名義人が亡くなられた場合には、口座振替が停止されますので、相続人等の口座から振替を希望される方は、手続きが必要です。	・通帳 ・通帳の届出印 ・納税通知書	

項目	手続き等について	手続きに必要なもの	担当課
介護保険 (65歳以上の方)	保険証等を返納してください。	・介護保険被保険者証等	高齢対策課 43-3896 案内図③
在宅寝たきり老人等、介護手当を受給されていた方	喪失等の手続きをしてください。	・介護保険被保険者証	
身体障害者手帳 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	各手帳を返納してください。 各種手当を受給されている方は、手当の喪失届を出してください。	・印鑑 ・各手帳 ・各種手当の受給者証	社会福祉課 43-1116 案内図④
障害福祉サービス	受給者証を返還してください。	・福祉サービス受給者証	
18歳未満のお子さんがいた方	各種手当等のご案内があります。		子ども課 44-3600 案内図⑤
国民健康保険 後期高齢者医療	保険証等を返納してください。 葬祭を行った施主の方は、葬祭費を請求してください。(口座振込) 相続人を代表する方は、申立誓約書を提出してください。	・被保険者証等 ・施主の通帳 ・会葬を行ったと確認できるもの(会葬礼状、領収書等) ・窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・相続人を代表する方の通帳	健康増進課 43-1118 案内図⑥
・相続等によって農地を取得した方 ・経営主が死亡したとき	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書等)を持参し、農地法第3条の3の届出をしてください。 世帯責任者・経営主変更届出をしてください。		農業委員会事務局 43-6220 案内図⑦
相続等によって山林を取得した方	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書等)を持参し、森林法第10条の7の2第1項の届出(森林の土地の所有者届出書)をしてください。		農林課 43-6210 案内図⑧
上下水道	上下水道の使用を中止する場合や使用者名義を変更する場合は、手続きをしてください。 料金引落口座の変更は、銀行等で手続きをしてください。	・新名義人の氏名及び住民票上の住所がわかる書類等	上下水道事務所 44-1511 案内図⑨

項目	該当者について	手続き内容	連絡先
年金 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金や厚生年金（共済年金を含む）に加入されていた方 ・年金を受給されていた方（老齢年金、障害年金、遺族年金など） 	<p>死亡後の手続きが必要です。</p> <p>亡くなられた方毎に手続き内容が異なる場合があるため、大田原年金事務所へ該当手続き及び必要書類をお問い合わせください。</p> <p>※国民年金に関する手続きのみの方は、市民課で受付可能な場合がありますので、大田原年金事務所へご確認ください。</p>	<p>大田原年金事務所 22-6311 お客様相談室 （自動音声 ①→②）</p> <p>市民課 43-1117 案内図①</p>
	恩給を受給していた方	総務省・人事恩給局へお問い合わせください。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金に加入していた方（一時金を受給していない方） ・農業者年金を受給していた方 	死亡届の手続きをJAしおのやでしてください。手続きに必要な添付書類等は、JAしおのや又は農業委員会事務局へお問い合わせください。	<p>JAしおのや 44-2311</p> <p>農業委員会事務局 43-6220 案内図⑦</p>
相続 関係	不動産登記をされる方（土地・家屋等）	詳しくは、宇都宮地方法務局大田原支局へお問い合わせください。（23-1155）	
	相続税等の国税の手続きをされる方	詳しくは、氏家税務署へお問い合わせください。（028-682-3311）	
	相続放棄される方	詳しくは、宇都宮家庭裁判所大田原支部へお問い合わせください。（22-2112）	
市営住宅 関係	市営住宅にお住まいの方	<p>市営住宅同居人変更申請書又は、市営住宅退居届等を提出してください。</p> <p>詳しくは、矢板市施設管理公社へお問い合わせください。（43-4620）</p>	